

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、観光及びスポーツに関する事項についてを議題といたします。

(1) 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申について、理事者から御報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申につきまして、御報告申し上げます。

令和5年8月31日に開催された、令和5年第1回旭川市中小企業審議会に新たな観光財源の確保について諮問をいたしました。それに伴い、審議会内に学識経験者や宿泊事業者、観光関連事業者の方々で構成される旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会を設置し、昨年10月から今年の3月にかけて、4回の会議を開催し、この間、旭川ホテル旅館協同組合会員との意見交換会も開催しながら、検討をいただいたところでございます。

このたび、4月30日に審議会から市長に対し、お手元に配付しております資料、旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申のとおり、答申が行われたことから、この概要について御説明を申し上げます。

観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果も高いことから、地域の活性化を図るためにも、重要な産業であるものの、少子高齢化の影響による財政の硬直化が進行するなど、厳しい財政状況の中、本市の観光における課題を解決するための事業を拡充するには、財源が不足している状況であります。

このことから、新たな財源を確保し、観光振興を図ることで、来訪者を増やし、好循環を生み出すことが、将来にわたって本市経済の活性化を図るためにも必要であり、その方法は、財源の規模や安定性、継続性などの観点から検討した結果、ほかの自治体でも導入されている法定外目的税である宿泊税により確保するのがおおむね妥当であるという結論に至ったものでございます。一方で、宿泊税による財源の確保をする場合、宿泊事業者に特別徴収義務者としての負担が生じることから、負担を軽減するために、簡素な制度設計に努めるとともに、補助や支援についても考慮するべきということ、また、制度を導入することで得られる効果やメリットを明示し、丁寧な説明により、理解を得るよう努める必要があること、さらに、制度の設計や使途などの具体的な検討に当たっては、宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者の意見を酌み、公平な制度づくりになるよう努めるべきという点についても併せて御提言をいただいたところでございます。

制度の概要につきましては、資料の9ページ及び10ページに記載しておりますが、納税者である宿泊者に分かりやすく、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を軽減するためにも、簡素な仕組みであることを念頭に検討した結果、④のとおり、税率は1人1泊200円の定額制を基本とし、また、⑤のとおり、非課税事項である免税点及び課税免除については設定しないことが適当であるとされています。ただし、現在、北海道や札幌市、函館市など道内の自治体でも宿泊税の導入について検討していることから、税率や非課税事項など、制度内容の検討に当たっては、北海道の制度

設計や、他市の検討状況を勘案することも必要であると御提言をいただいたところでございます。いただいた答申を踏まえまして、今後、宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者の方々から意見をいただくとともに、パブリックコメントなどにより、広く意見を募った上で、制度内容を検討いたしますほか、制度の設計に当たっては、北海道が令和8年4月の宿泊税の導入について検討を進めているとの報道もありましたことから、事業者や宿泊者の混乱を避けるためにも、スケジュールや制度設計を一定程度合わせて検討する必要があるものと考えております。

以上、旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申について、御報告をいたします。よろしく願いいたします。

**○菅原委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○菅原委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、上下水道事業に関する事項についてを議題といたします。

(1) 障害者世帯への水道料金・下水道使用料の減免制度について、この件につきまして、石川厚子委員から発言の申出を受けております。それでは、御発言願います。

**○石川厚子委員** おはようございます。障害者世帯への水道料金・下水道使用料の減免制度についてお尋ねします。

今までこの水道料金・下水道使用料の減免制度については、何回か質疑してまいりました。現在、障害者のみの世帯の減免制度についてはどのようになっているのか、またこれから先はどのようになるのか、改めてお示しいただきたいと思っております。

**○稲場上下水道部料金課長** 水道料金・下水道使用料の減免制度のうち、障害者のみの世帯に対する減免についてでございます。身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級または療育手帳A判定を受けている方のみで構成されている世帯を対象としており、減免率は、上下水道料金合計の約50%となっております。なお、障害者のみの世帯に対する減免制度は、福祉保険部が所管いたします福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充を代替施策といたしまして、令和6年9月に廃止とさせていただくこととしております。

**○石川厚子委員** かねてから質問してきたわけなんですけど、障害者のみの世帯が対象であるということなんですけれども、例えば、障害をお持ちのお母さんの介護をするために仕事を辞めた、いわゆる介護離職をして、お母さんの障害年金のみで生活している、そういった方が実際にいらっしゃるわけなんですけれども、障害者のみの世帯が減免の対象であって、障害者がいる世帯というのは対象にはならないのでしょうか。

**○稲場上下水道部料金課長** 障害をお持ちの方のみの世帯を減免適用条件としておりますので、これに該当しない場合は減免の対象とはしておりません。

**○石川厚子委員** あくまでも今の答弁ですと、障害者のみの世帯が減免制度の対象ということでしたので、そうなりますと、例えば、夫婦ともに障害をお持ちで、健常者である障害のない小学生のお子さんがある世帯、そういった場合はどうなるのでしょうか。

**○稲場上下水道部料金課長** 健常者の方と同居されている世帯の場合は、減免の対象とはしておりません。

○石川厚子委員 今お答えいただいたんですけど、障害者のみの夫婦お二人の世帯だと対象となるけれども、小学生のお子さんがあると対象から外れるということは、正直、大変驚いております。小学生というのは保護されるべき対象ですよ。今、国を挙げて少子化対策に取り組んでいるというときに、小学生がいるために、減免の対象から外れるということはおかしなことだと思いませんか。

○稲場上下水道部料金課長 小学生は保護されるべき対象であるとの御指摘を委員からいただいたところでございます。旭川市水道局が障害者のみの世帯に対する水道料金・下水道使用料の減免を平成20年度に開始した契機でございますけれども、ある障害者関係団体から上下水道基本料金が減免されている独居高齢者世帯と同様に、重度障害者の独居世帯に対しても、減免制度を適用するよう要望が寄せられたことであり、その内容を踏まえた結果として、現行の制度内容となっているものでございます。

○石川厚子委員 私もこの減免制度が開始されるときに、障害者団体から提出されました要望書を読ませていただきました。そこには確かに、重度障害者の独居世帯に対しても減免の制度が適用されるよう要望いたしますと、このように記されております。しかしそれは、既に実施されている独居高齢者世帯への減免制度を踏まえて、独居世帯、このような表現になったんだと思うのですよね。世帯に保護されるべき小学生がいるのに、まるで子どもがいることがペナルティーであるかのように減免の対象から外す、これどう考えてもおかしいと思うのですが、いかがでしょう。

○稲場上下水道部料金課長 委員の御指摘のとおりと申し上げるしかないのかなというふうに感じておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、平成20年度に減免制度の設計をしたときの考え方、経過、障害者関係団体からの要望内容としては、重度障害者の独居世帯に対しても、減免制度をとというような、先ほど申し上げたとおりですけれども、それを踏まえた中で、独居世帯ではなく障害をお持ちの方のみの世帯というような考え方を持って制度を開始したと、そのようなことだと思えます。以上です。

○石川厚子委員 今最初に委員の御指摘のとおりってというようなことも言われたんですけども、確かに、制度を開始したときは疑問に思わず始めたのかもしれないけれども、その途中で、これおかしいんじゃないかっていう疑問が湧いてきても、それは当然じゃないかと思うんですよ。こういった制度上そうなるから仕方がないと思うのか、それとも、やはりこれはおかしいと思うのか、その点、もう一度ちょっと部長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○幾原上下水道部長 ただいま委員から御指摘のございました、小学生は保護されるべき、その対象とすべきということでございますけれども、こうした小学生の保護につきましては、社会全体で取り組んでいくものと認識しているところでございます。ただいま課長からも答弁させていただきましたが、現行の制度につきましては、障害者のみの世帯にフォーカスした減免制度の一つでございます。制度の今までの経過の中で、様々な議論があったということは承知しているところでございますけれども、現行、そういった趣旨の制度となっているところを御理解いただきたいと思っております。

○石川厚子委員 社会全体で取り組むべき制度であるのなら、やはりこの水道局としても取り組むべき課題だというふうに思うんですよ。部長もこのたび雪対策担当部長から上下水道部長になられて、雪解けとともに、部長の温情も流れ去ってしまったのかなというふうに思うんですけど、そ

うではないことを期待します。

次に、ほかの自治体でこのように障害者のみの世帯を減免の対象としている、そういった自治体というのはあるのでしょうか。

**○稲場上下水道部料金課長** 他の自治体の状況でございます。都市によって、対象者の範囲、減免の率、所得制限の有無などの相違がございますけれども、障害をお持ちの方を対象として減免を実施している都市は、道内主要10市では本市を含めまして3市、中核市の62市では本市を含めまして6市と把握してございます。その中で、他都市においては、それぞれの都市で定める要件に該当する、障害をお持ちの方が属する世帯を減免の対象としているものです。

**○石川厚子委員** 他都市では、障害をお持ちの方が属する世帯を減免の対象にしているということは、つまり、障害者のみの世帯っていうのを対象にしているのは旭川だけということなんですよ。減免の期間、残り僅かかもしれないですけども、今からでもこの制度を見直すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

**○幾原上下水道部長** 制度的に障害者がいる世帯を対象とするように見直しをすべきではないかという御質問でございますけれども、現行の障害者のみの世帯に対する減免制度の廃止時期につきましては、委員の御承知のとおり、令和6年9月とさせていただいているところでございまして、対象者の把握や周知、財源的な課題などからも、この間での見直しは困難な状況でございます。一方で、障害者のみの世帯に対する減免制度の廃止につきましては、代替施策をもって行うものでございまして、これにより、委員の御指摘のケースでありますとか、水道・下水道の直接契約がないなどの理由で、減免の対象とならなかった障害をお持ちの方にも支援が届くようになるものと考えておりますことから、御理解を賜りたいと考えているところでございます。

**○石川厚子委員** 確かに、障害者のみの世帯に対する減免制度は9月で終わってしまいます。私ももっと早く質問できていればよかったのですが、小学生のいる世帯が減免の対象にならないというそんなばかなことが起こってるっていうのを知ったのもちょっとつい最近なものですから、この時期での質問になってしまいました。今からでも、せめて未成年者がいるですとか、義務教育中の子どもがいる、そういった世帯だけでも減免の対象にするといった、そういった見直しはできないのでしょうか。

**○幾原上下水道部長** 対象にすべきであるという御質疑でございますけれども、繰り返しになりますけれども、そういった方々にも幅広く支援が届くような形に、代替施策をもって、なっまってまいりますので、現行では非常に困難だということを再度御理解を賜りたいと考えております。

**○石川厚子委員** 今から見直すのは難しいとのことなんですけれども、今まで、小学生がいる世帯をこの減免制度から外すことについて、何も疑問を感じなかったっていうのは、これは水道だからといって水に流すわけにはいきません。水道局として大いに反省すべきということを述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

**○菅原委員長** この件につきまして、他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○菅原委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時21分